

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
（令和 2 年 4 月 1 日付け、国自整第 353 号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
国自整第 353 号 令和 2 年 4 月 1 日 <u>国自整第 77 号</u> <u>最終改正 令和 7 年 7 月 8 日</u> 各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 物流・自動車局長 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） 本文 （略） 別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領 目次 第 1 節～第 6 節（略） 第 1 節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）	国自整第 353 号 令和 2 年 4 月 1 日 各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 物流・自動車局長 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） 本文 （略） 別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領 目次 第 1 節から第 6 節（略） 第 1 節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）

<u>(10)「大型車」とは、車両総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車をいう。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(11)「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。</u>	<u>(新設)</u>
<u>ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）</u>	
<u>イ ホイールドーリー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）</u>	
<u>ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）</u>	
<u>(12)「訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 1 号に規定する訪問特定整備をいう。</u>	<u>(10)「訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 1 号に規定する訪問特定整備をいう。</u>
<u>(13)「限定訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 2 号に規定する限定訪問特定整備をいう。</u>	<u>(11)「限定訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 2 号に規定する限定訪問特定整備をいう。</u>
<u>(14)「訪問特定整備等」とは、実施規程第 3 条第 1 項に規定する訪問特定整備等をいう。</u>	<u>(12)「訪問特定整備等」とは、実施規程第 3 条第 1 項に規定する訪問特定整備等をいう。</u>
<u>(15)「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第 3 条第 3 項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。</u>	<u>(13)「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第 3 条第 3 項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。</u>
<u>(16)「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。</u>	<u>(14)「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。</u>
<u>(17)「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第 5 条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。</u>	<u>(15)「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第 5 条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。</u>
<u>(18)「訪問特定整備士」とは、実施規程第 4 条第 1 項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第 3 条第 1 項の届</u>	<u>(16)「訪問特定整備士」とは、実施規程第 4 条第 1 項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第 3 条第 1 項の届</u>

出に係る事業場の従業員をいう。

(19) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。

(20) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。

(21) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第4条第4項に規定する訪問特定整備士等をいう。

(22) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。

第2節～第6節（略）

附則

1. ～ 7. （略）

附則 （令和5年3月27日 国自整第266号）

1. ～ 3. （略）

附則 （令和7年3月31日 国自整第232号）

本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。

附則 （令和7年7月8日 国自整第77号）

1. 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

2. 自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和

出に係る事業場の従業員をいう。

(17) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。

(18) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。

(19) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第7条第4号に規定する訪問特定整備士等をいう。

(20) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。

第2節～第6節（略）

附則

1. ～ 7. （略）

附則 （令和5年3月27日 国自整第266号）

1. ～ 3. （略）

附則 （令和7年3月31日 国自整第232号）

本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。

（新設）

7年国土交通省令第82号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、別添6 第2 3(1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキャンツールを除く。

別添1

目次（略）

第1 目的（略）

第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

1～5（略）

6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い

電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。

- (1) 9(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
- (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。

7～9（略）

別添2～別添3の3（略）

別添4 整備主任者研修実施要領

目次（略）

第1 目的（略）

第2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

別添1

目次（略）

第1 目的（略）

第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

1～5（略）

6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い

電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。

- (1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
- (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。

7～9（略）

別添2～別添3の3（略）

別添4 整備主任者研修実施要領

目次（略）

第1 目的（略）

第2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。</u> (6)～(8) (略) <u>(9) オンラインによる研修の実施</u> <u>研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号)に定める事項について留意すること。</u> 2 技術研修 (1)～(8) (略) <u>(9) オンラインによる研修の実施</u> <u>実習以外の研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号)に定める事項について留意すること。</u> 別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。</u> 7～9 (略)	1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>る。</u> (6)～(8) (略) <u>(新設)</u> 2 技術研修 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u> 別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>る。</u> 7～9 (略)
--	---

10 オンラインによる研修の実施

研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。

別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目次（略）

第1（略）

第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1～2（略）

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

- (1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～キ（略）

- (2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整

（新設）

別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目次（略）

第1（略）

第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1～2（略）

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

- (1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～キ（略）

- (2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～ク（略）

4～5（略）

6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件

実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。

(1)～(2)（略）

(3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。

第3（略）

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなけ

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～ク（略）

4～5（略）

6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件

実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。

(1)～(2)（略）

(3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。

第3（略）

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなけ

なければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

(1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。)

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。(3) イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

(2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

なければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

(1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。)

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

(2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号 1-1-2 のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ～ウ （略）

(3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号 1-1-2 のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ～ウ （略）

(4)～(6) （略）

2～14 （略）

別紙1 （略）

実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ～ウ （略）

(3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ～ウ （略）

(4)～(6) （略）

2～14 （略）

別紙1 （略）

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場						別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場					
種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備 考	種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備 考
A	<u>1</u> <u>二</u> <u>1</u>	<u>工員数（対</u> <u>象自動車の</u> <u>種類に大型</u> <u>車を含まな</u> <u>い場合）</u>	10人以上	4人以上		A	<u>1</u>	工員数	10人以上	4人以上 <u>ただし、</u> <u>対象自動</u> <u>車の種類</u> <u>に車両総</u> <u>重量8ト</u> <u>ン以上、</u> <u>最大積載</u> <u>量5トン</u> <u>以上又は</u> <u>乗車定員</u> <u>30人以上</u> <u>の車両を</u> <u>含む場合</u> <u>には、5</u> <u>人以上</u>	
	<u>1</u> <u>二</u> <u>2</u>	<u>工員数（対</u> <u>象自動車の</u> <u>種類に大型</u> <u>車を含む場</u> <u>合）</u>	10人以上	<u>5人以上</u> <u>ただし、</u> <u>各省力化</u> <u>機器すべ</u> <u>てを保有</u> <u>し、合理</u> <u>的な管理</u> <u>体制が適</u> <u>切に確保</u>			<u>（新</u> <u>設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	

				<u>されているものであつて、次に掲げる①又は②を満たす場合には、4人以上</u> <u>①工員の処遇が適切に確保されていること</u> <u>②工員の質が適切に確保されていること</u>							
	2	(略)	(略)	(略)	(略)		2	(略)	(略)	(略)	(略)
	3	(略)	(略)	(略)	(略)		3	(略)	(略)	(略)	(略)
	B ～ G	(略)	(略)	(略)	(略)		B ～ G	(略)	(略)	(略)	(略)

H	1	電動クレーン又はトランスミッション・ジャッキ	二	◇			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	2	ホイールローラー	二	◇			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	3	増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ	二	◇			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 <u>4. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していなければならない省力化機器を示す。</u>						(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 <u>(新設)</u>					
別紙2の2～別紙3 (略)						別紙2の2～別紙3 (略)					

別紙３の２ 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

１ 工員数、設備の有無等の基準

番号	項 目	審 査 の 基 準	備 考
<u>1-1-1</u>	<u>工員数（対象自動車の種類に大型車を含まない場合）</u>	4人以上	
<u>1-1-2</u>	<u>工員数（対象自動車の種類に大型車を含む場合）</u>	<u>5人以上</u> <u>ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであって、次に掲げる①又は②を満たす場合には、4人以上</u> <u>①工員の処遇が</u>	

別紙３の２ 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

１ 工員数、設備の有無等の基準

番号	項 目	審 査 の 基 準	備 考
<u>1-1</u>	工員数	4人以上 <u>ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上</u>	
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	

		<u>適切に確保されていること</u> <u>②工員の質が適切に確保されていること</u>					
1-2 ～ 1-13	(略)	(略)	(略)	1-2 ～ 1-13	(略)	(略)	(略)
<u>1-14</u>	<u>電動クレーン又はトランスミッション・ジャッキ</u>	<u>◇</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>1-15</u>	<u>ホイールローラー</u>	<u>◇</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>1-16</u>	<u>増力装置付きシグナル式トルクレンチ</u> <u>又はトルク設定型インパクトレンチ</u>	<u>◇</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 <u>4. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していなければならない省力化機器を示す。</u>				(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 <u>(新設)</u>			

2～4（略）

別紙3の3～別紙3の8（略）

別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等

1（略）

2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第2項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

2～4（略）

別紙3の3～別紙3の8（略）

別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等

1（略）

2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第1項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

別紙 5
様式 1

様式 1	
訪問特定整備等の（変更）届出 （訪問特定整備等リスト）	
令和 年 月 日	
自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。 （※）該当しない項目は記録を省略することができる。（全ての項目に共通） （※）必要に応じて、記録特選記録・拡大または縮小することができる。（全ての項目に共通）	
訪問特定整備の届出	※ 1
限定訪問特定整備の届出	※ 2
（※）訪問特定整備のみを行う事業場は※ 1 欄、限定訪問特定整備のみを行う事業場は※ 2 欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業場は※ 1 欄及び※ 2 欄にそれぞれ「口」を入力するものとする。	
1 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報	
（フリガナ） 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	
2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報	
（フリガナ） 事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メールアドレス	
当該事業場の認証番号	

別紙 5
様式

様式 1	
訪問特定整備等の（変更）届出 （訪問特定整備等リスト）	
令和 年 月 日	
自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。 （※）該当しない項目は記録を省略することができる。（全ての項目に共通） （※）必要に応じて、記録特選記録・拡大または縮小することができる。（全ての項目に共通）	
訪問特定整備の届出	※ 1
限定訪問特定整備の届出	※ 2
（※）訪問特定整備のみを行う事業場は※ 1 欄、限定訪問特定整備のみを行う事業場は※ 2 欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業場は※ 1 欄及び※ 2 欄にそれぞれ「口」を入力するものとする。	
1 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報	
（フリガナ） 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	
2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報	
（フリガナ） 事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メールアドレス	
当該事業場の認証番号	

3-① 訪問特定整備等管理者の情報				
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種別 ②合格証書番号 ③合格年月日	本署出陣現在の 業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
3-② 訪問特定整備士の情報				
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種別 ②合格証書番号 ③合格年月日	本署出陣現在の 業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。 4 訪問特定整備等の開始日又は変更後初めての訪問特定整備等の開始日 開始年月日 令和 年 月 日				

3-① 訪問特定整備等管理者の情報				
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種別 ②合格証書番号 ③合格年月日	本署出陣現在の 業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
3-② 訪問特定整備士の情報				
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種別 ②合格証書番号 ③合格年月日	本署出陣現在の 業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
(新設) 4 訪問特定整備等の開始 開始年月日 令和 年 月 日				

様式 2

様式 2				
3-③-1 準訪問特定整備士の情報				
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験 [※] の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた 統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命 のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日
		年 月 日	① ② ③

様式 2

様式 2				
3-③-1 準訪問特定整備士の情報				
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた 統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命 のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備 士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験 [※] の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備 士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

(新設)

別紙 3 - 1

5 - ① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) ※おおむね1時間以内のこと	
(注) 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。	
5 - ② - 1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類的全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。	

別紙 3 - 1

5 - ① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) (新設)	
(新設)	
5 - ② - 1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
(新設)	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

（注）3日（条件を満たす離島は5日）を超えない期間

5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 （運行補助を含む）	運行補助
普通自動車（大型）											
普通自動車（中型）											
普通自動車（小型）											
普通自動車（乗用）											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

（注）口枠内の該当するものに○を記載すること。

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

（新設）

5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 （運行補助を含む）	運行補助
普通自動車（大型）											
普通自動車（中型）											
普通自動車（小型）											
普通自動車（乗用）											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

（注）口枠内の該当するものに○を記載すること。

様式 3 - 2 - 1

様式 3 - 2 - 1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) <u>※おおむね1時間以内のこと</u>	

(注) 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

5-③-1 屋内作業場等

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類的全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

5-③-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m ()	m ()	m ² () m ²	m ()	
車両置場	m	m	m ²		

(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類的全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

様式 3 - 2 - 1

様式 3 - 2 - 1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) <u>(新設)</u>	

(新設)

5-③-1 屋内作業場等

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

(新設)

5-③-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m ()	m ()	m ² () m ²	m ()	
車両置場	m	m	m ²		

(新設)

5-③-3 作業機械等					5-③-3 作業機械等					
	名 称	型式・能力 等	数 量	設置又は持参		名 称	型式・能力 等	数 量	設置又は持参	
作業機械	〈略〉				作業機械	〈略〉				
作業計器	〈略〉				作業計器	〈略〉				
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト				点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト				
	比重計又はバッテリー・テスト					比重計				
	コンプレッション・ゲージ	〈加圧用〉				コンプレッション・ゲージ	〈加圧用〉			
		〈減圧用〉					〈減圧用〉			
	ハンディ・バキューム・ポンプ					ハンディ・バキューム・ポンプ				
	エンジン・タコ・テスト又は整備用スキャンツール					エンジン・タコ・テスト				
	タイミング・ライト又は整備用スキャンツール					タイミング・ライト				
	シクネス・ゲージ					シクネス・ゲージ				
	ダイヤル・ゲージ					ダイヤル・ゲージ				
	〈削除〉					トーイン・ゲージ				
	〈削除〉					キャンバ・キャスト・ゲージ				
	〈削除〉					ターニング・ラジラス・ゲージ				
	タイヤ・ゲージ					タイヤ・ゲージ				
	検車装置					検車装置				
	一酸化炭素測定器					一酸化炭素測定器				
炭化水素測定器				炭化水素測定器						
整備用スキャンツール				整備用スキャンツール						
工具	〈略〉				工具	〈略〉				
備考					備考					
(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類的全てに必要な、作業機械等を備えていること。					(新設)					

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
----------------	---------------------

(注) 3日(条件を満たす離島は5日)を超えない期間

5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備							電子制御装置整備		
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
----------------	---------------------

(新設)

5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

様式 3－2－2

5-㉔-7 訪問特定整備を行う場所の平面図 及び写真		様式 3－2－2
住 所		
（例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載）		
※写真は別ファイルによる提出でも可		

様式 3－2－2

5-㉔-7 訪問特定整備を行う場所の平面図		様式 3－2－2
住 所		
（例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載）		

様式 4

様式 4

(別添 6 第 4 1 [6]に該当する場合のみ作成)

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

[illegible]

様式 4

様式 4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

[illegible]

様式 5

訪問特定整備等の廃止届出	
令和 年 月 日	
自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により届け出ます。	
1 訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者等の情報	
〔ありぬ〕	
訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	
2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報	
〔ありぬ〕	
事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メールアドレス	
当該事業場の認証番号	

別紙 6 ～別紙 7 （略）

（新設）

別紙 6 ～別紙 7 （略）

「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について
（令和5年8月28日付け、国自整第97号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
別添 自動車整備士技能検定規則の細目 1. 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検 定規則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。 1. 1. ～1. 3. （略） <u>1. 4. 検定規則第20条第2項及び第3項に定める受験資格を有すること を証する書面及び試験の免除を受ける資格を証する書面とは、検定規 則第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、 修了（卒業）証明書、修了（卒業）見込証明書、事業主の発行する証 明書、その他をいう。</u> 2. ～4. （略） 別紙1 （略） 別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準 I 一種養成施設の指定基準 一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定する ものとする。 なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を 限定することができるものとする。 I－1 三級自動車整備士の養成課程 I－1－1～I－1－8 （略） <u>I－1－9 オンラインによる教育の実施</u> <u>教育計画に掲げるうち実習及び実務実習に関する科目以外の教育 は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインによ</u>	別添 自動車整備士技能検定規則の細目 1. 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検 定規則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。 1. 1. ～1. 3. （略） <u>（新設）</u> 2. ～4. （略） 別紙1 （略） 別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準 I 一種養成施設の指定基準 一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定する ものとする。 なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を 限定することができるものとする。 I－1 三級自動車整備士の養成課程 I－1－1～I－1－8 （略） <u>（新設）</u>

り教育を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。

I-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2-1～I-2-5 （略）

I-3 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-3-1～I-3-5 （略）

I-4 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-4-1～I-4-6 （略）

II 二種養成施設の指定基準

二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

II-1 三級自動車整備士の養成課程

三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、I-1-7及びI-1-9の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-1-1～II-1-4 （略）

II-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2-1～I-2-5 （略）

I-3 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-3-1～I-3-5 （略）

I-4 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-4-1～I-4-6 （略）

II 二種養成施設の指定基準

二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

II-1 三級自動車整備士の養成課程

三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、及びI-1-7の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-1-1～II-1-4 （略）

II-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－２－１・Ⅱ－２－２ （略）

Ⅱ－３ 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅰ－３－３、Ⅰ－３－４、Ⅰ－３－５（(3)を除く。）、Ⅱ－１－３及びⅡ－１－４の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－３－１・Ⅱ－３－２ （略）

Ⅱ－４ 自動車タイヤ整備士の養成課程

自動車タイヤ整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－４－１～Ⅱ－４－５ （略）

Ⅱ－５ 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程

自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－５－１～Ⅱ－５－５ （略）

Ⅱ－６ 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅰ－４－６、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－６－１～Ⅱ－６－４ （略）

Ⅲ 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準

自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣の定める場合に当たっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。

なお、国土交通大臣が定める場合に当たっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

Ⅲ－１ 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－６、Ⅰ－１－８、Ⅰ－１－９、Ⅰ－２－３及びⅠ－２－４の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－２－１・Ⅱ－２－２ （略）

Ⅱ－３ 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－３－３、Ⅰ－３－４、Ⅰ－３－５（(3)を除く。）、Ⅱ－１－３及びⅡ－１－４の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－３－１・Ⅱ－３－２ （略）

Ⅱ－４ 自動車タイヤ整備士の養成課程

自動車タイヤ整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－４－１～Ⅱ－４－５ （略）

Ⅱ－５ 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程

自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－５－１～Ⅱ－５－５ （略）

Ⅱ－６ 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－４－６、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ－６－１～Ⅱ－６－４ （略）

Ⅲ 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準

自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣の定める場合に当たっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。

なお、国土交通大臣が定める場合に当たっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

Ⅲ－１ 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－６、Ⅰ－１－８、Ⅰ－２－３及びⅠ－２－４の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅲ－１－１・Ⅲ－１－２ （略） Ⅲ－２ 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－８、<u>Ⅰ－１－９</u>、Ⅰ－４－３、Ⅰ－４－４及びⅠ－４－５の規定によるほか、次に規定するところによること。 Ⅲ－２－１・Ⅲ－２－２ （略） Ⅳ 自動車整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣が定めるものの基準 自動車整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣が定める場合にあつては、Ⅰ－１－１及びⅠ－１－３から<u>Ⅰ－１－９</u>までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。 なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。 Ⅳ－１ （略） 別表１～別表８ （略）	Ⅲ－１－１・Ⅲ－１－２ （略） Ⅲ－２ 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－８、<u>Ⅰ</u>－４－３、Ⅰ－４－４及びⅠ－４－５の規定によるほか、次に規定するところによること。 Ⅲ－２－１・Ⅲ－２－２ （略） Ⅳ 自動車整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣が定めるものの基準 自動車整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣が定める場合にあつては、Ⅰ－１－１及びⅠ－１－３から<u>Ⅰ－１－８</u>までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。 なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。 Ⅳ－１ （略） 別表１～別表８ （略）
--	--

附 則（令和７年７月８日付、国自整第77号）

（施行期日）

本改正規定は、令和７年７月８日から施行する。

「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について（依命通達）」
（令和 2 年 2 月 6 日付け、国自整第265号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
別紙	別紙
電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領	電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領
1. （略） 2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (1)～(9) （略） <u>10</u> オンラインによる講習の実施 実習及び試問以外の講習は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより講習を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。	1. （略） 2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (1)～(9) （略） （新設）

附 則（令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第77号）

（施行期日）

本改正規定は、令和 7 年 7 月 8 日から施行する。